

広島県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年四月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡熊野町出来庭十丁目二六九四番一地先から 安芸郡熊野町出来庭四丁目一六五九番二地先まで	新	旧	二五・〇〇〇 三七・八〇〇	六四一・八〇	拡幅
	旧	新	八・九〇〇 七・〇〇〇	六四一・八〇	
安芸郡熊野町出来庭四丁目一六五九番二地先から 安芸郡熊野町中溝三丁目三五七五番七地先まで	新	旧	八・六〇〇 〇・七〇〇	八九七・二〇	ダブルウェイ
	旧	新	二六・六〇〇 三〇・二二〇	四六〇・八〇	
安芸郡熊野町出来庭二丁目一四二〇番四地先まで	新	旧			